

南部農林高等学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に関する本校の考え方

1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの将来にわたって内面を傷つける行為であり、子どもの健全な成長に重大な影響を与えるとともに、人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもとより、はやし立てる、傍観する行為を絶対に許さない強い姿勢の下に、些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。その意識がいじめの発生・深刻化を未然に防ぎ、いじめを許さない土壌づくりに繋がることになる。

そのためには、学校の教育活動の全てにおいて生命の尊重や人権を大切にす精神を貫くこと、教職員が生徒一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、将来を担う大切な人間としての人格形成を支援するという使命感を持つことが重要となる。

2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- (1) 個人もしくは集団による冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- (2) 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- (3) 金品をたかられる。
- (4) 個人もしくは集団により金品を隠される、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (5) 個人もしくは集団によりわざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (6) 個人もしくは集団により嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (7) 個人もしくは集団によりパソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

2 いじめ防止のための組織

1) 名称

「いじめ防止対策委員会」（フローチャート1）とし、「生徒指導委員会」と併設する。

2) 委員

校長、教頭、生徒指導委員会委員、学年主任、教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

3) 役割

- (1) いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめの未然防止・いじめへの対応
- (3) 教職員の資質向上のための校内研修

- (4) 年間計画の策定と実施
- (5) いじめ防止基本方針の見直し

3 いじめの認知と対応についての考え方

- 1) 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- 2) いじめがあるか否かの判断に当たっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周囲の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。つまり、心身の苦痛を感じているものが全ていじめと認識されるとは限らないことに留意する。
- 3) インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- 4) いじめられた生徒の立場に立って「いじめに当たる」と判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。
- 5) いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。
- 6) 具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、警察等の外部関係機関への通報・相談することが出来る。

4 いじめの早期発見のための処置

- 1) アンケートによる実態把握
 - (1) 学校で定期的に行うアンケート
 - ①Q-Uアンケート ②学校評価生徒アンケート
 - (2) 教育委員会等が行うアンケート及び実態調査
 - ①携帯電話等通信端末利用に係る実態調査 ②生活実態調査
 - (3) 臨時的に行うアンケート・実態調査
 - ①いじめや盗難等が発生した場合の状況把握が必要な場合に行う臨時的なアンケート。
- 2) 日常における教職員の生徒観察
 - (1) 担任、教科担任、部活顧問の視点から生徒を観察する。
 - (2) 日常の生徒観察から生徒の変化に気づくように心がける。
 - (3) 変化に気づいたら一言「声をかけ」をする。
- 3) 情報の共有化
 - 些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年・学科と共有し、見守りを行う。必要に応じ介入し、教育相談につなげるようにする。

5 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- 1) いじめの疑いがある場合は、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為は早い段階からの確に関わる。

悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。

- 2) 教員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や学科長、いじめ防止対策委員会の長等に報告し、情報を共有する。その後は、いじめ防止対策委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- 3) 事実確認の結果、いじめが認知されたときは「いじめ対策防止委員会」を開き、対応を検討し、関係機関と相談する。
- 4) 被害・加害の保護者への連絡は、家庭訪問等により直接会って、丁寧に行う。
- 5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、いじめられている生徒を徹底して守るという観点から、警察署とも相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助を求める。

*いじめの態様と対応の目安（フロー図2）

6 いじめが起きたときの生徒・保護者への対応

- 1) いじめられた生徒またはその保護者への支援

(1) いじめられた生徒を定められた期間別室指導や自宅待機することにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

(2) その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応する。

- 2) いじめた生徒への指導または保護者への助言

(1) 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめられたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめにかかわった生徒が複数の場合は、個別に事実確認を行うよう配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、速やかにいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒は、いじめの事実確認ができる間、もしくはいじめられた生徒が落ち着いて学校生活を送れる環境が確保されるまで、定められた期間別室指導や自宅待機を行う。

(4) いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

- 3) いじめが起きた集団への対応

(1) いじめを見たり、同調していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのためには

①いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実確認するとともに、いじめを受けた生徒の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みや悩みを共感する

心を育て、行動の変容につなげる。

- ②同調していたりはやし立てたり生徒、見て見ぬふりをしていた生徒に対しても、そのような行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感につながることを理解させるようにする。

7 重大事態への対処

1) 学校における調査組織

いじめ等の重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」にて対処する。「重大事態」とは

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- ②いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法第 28 条)

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。但し、生徒が一定期間、連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、迅速に調査する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2) 重大事態の発生と対応の流れ (フロー図 3)

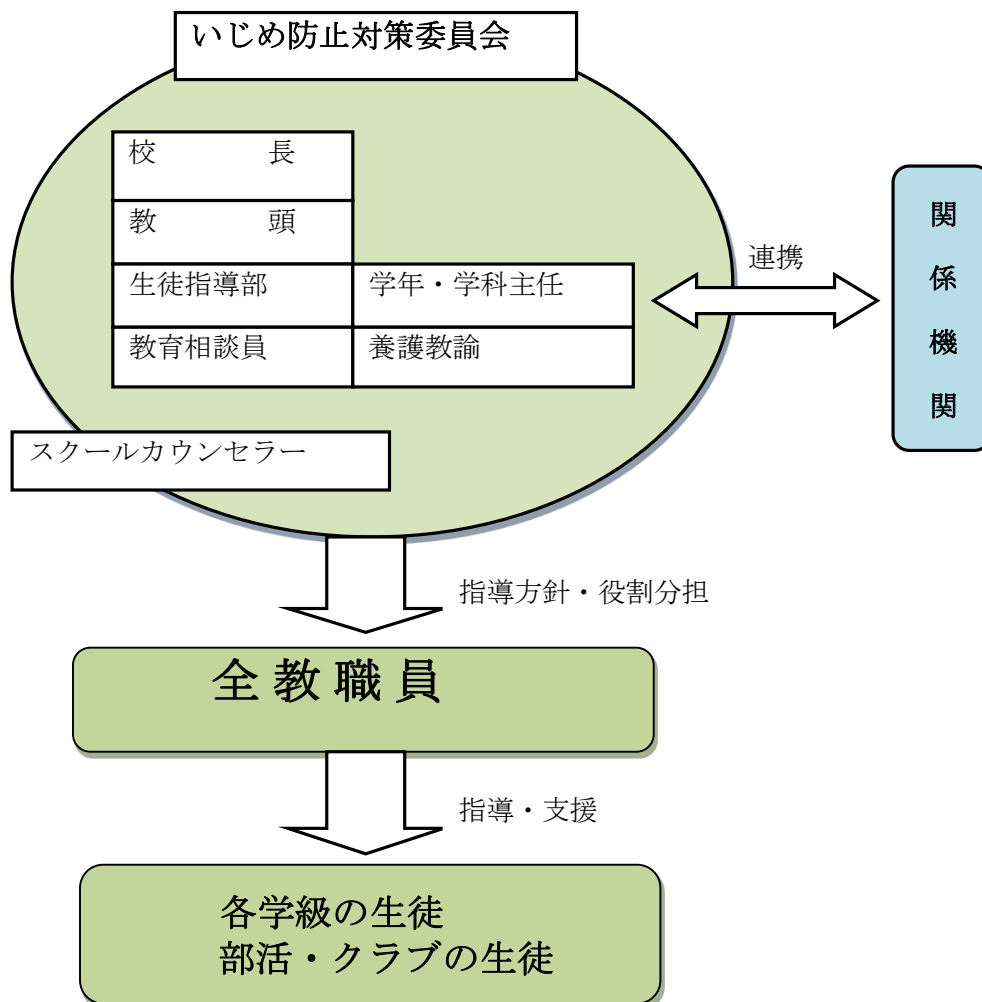
8 保護者・関係機関との連携

- (1) いじめ防止と解決に向けて、保護者、地域と連携する。
- (2) 護者に対して、「いじめのない学校づくり」への協力を仰ぐ。
- (3) P T A 総会、三者面談、学級懇談会等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用を呼びかける。
- (4) 警察や弁護士会等の関係機関には日頃から関係づくりに努め、必要に応じて連絡・相談する。

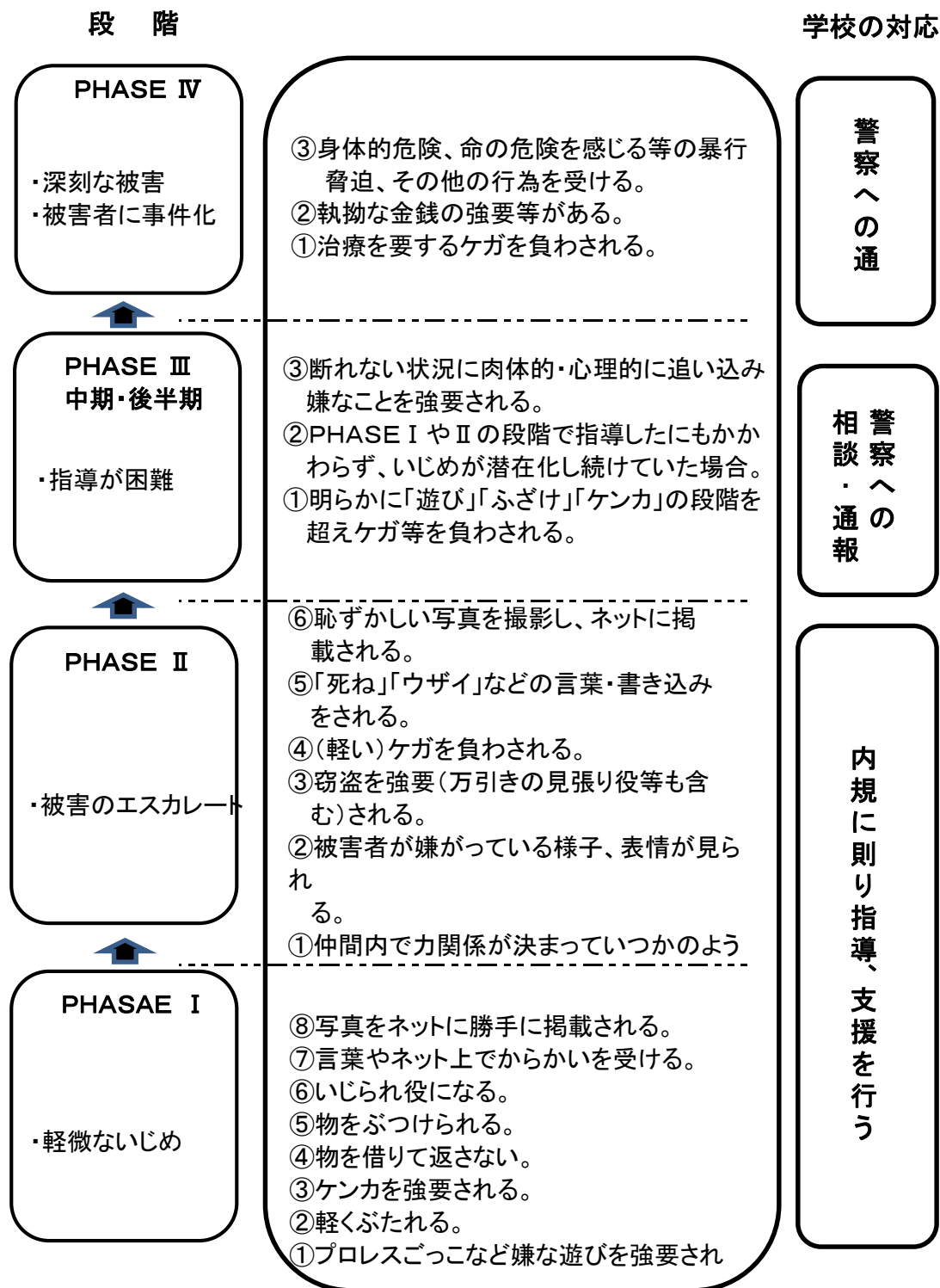
9 年間計画

月	1 年	2 年	3 年	学校全体
4月	相談窓口の周知 自己紹介、環境調査票による生活状況の把握 新入生球技大会	相談窓口の周知 引き継ぎによる生徒の把握 新入生球技大会	相談窓口の週知 引き継ぎによる生徒の把握 新入生球技大会	第1回委員会（年間計画の確認）
5月	宿泊研修会（コミュニケーション能力の育成） 学校農業クラブ大会 三者面談（家庭での様子把握）	島尻特別支援学校との交流会 学校農業クラブ大会 三者面談（家庭での様子把握）	島尻特別支援学校との交流会 学校農業クラブ大会 三者面談（家庭での様子把握）	学級担任よりクラス状況報告 第1回アンケート
6月	慰霊の日平和学習	慰霊の日平和学習	慰霊の日平和学習	
7月	交通安全講話 FFO大会（他者の考えを聞く）	交通安全講話 FFO大会（他者の考えを聞く）	交通安全講話 FFO大会（他者の考えを聞く）	第2回アンケート
8月	夏期休業実習	夏期休業実習	夏期休業実習	
9月				第3回委員会 第3回アンケート
10月	創立記念日	創立記念日	創立記念日	創立記念日
11月				第4回アンケート 第4回委員会
12月	花まつり（コミュニケーション能力の育成）	花まつり（コミュニケーション能力の育成）	花まつり（コミュニケーション能力の育成）	
1月	校内マラソン大会（協調性、助け合いの精神を培う）	校内マラソン大会（協調性、助け合いの精神を培う）	校内マラソン大会（協調性、助け合いの精神を培う）	第5回アンケート
2月				第5回委員会
3月				

フローチャート1 いじめ防止の体制



フローチャート2 いじめの態様と対応の目安



フローチャート3 重大事態の発生と対応の流れ

